

特記仕様書

第 1 章 一般事項

1. 本特記仕様書は、岩一4-8地区水道管移設受託工事に適用する。
2. 本仕様書に定めのない事項については、「水道工事標準仕様書（土木工事編）」（2010年日本水道協会）、関係諸法規、工事請負契約書、設計図書、一般仕様書等に基づき監督職員の指示に従い慎重に施工すること。
3. 本工事は受注者の責任施工とする。
4. 本仕様書記載の監督職員とは、水道事業管理者（以下「管理者」という）の指示を受け、本工事に係る工事の監督を担当するものをいう。
5. 設計図書に記載なき（あるいは明示なき）事項といえども、工事施工上、欠くことのできないものについては、受注者において無償で施工しなければならない。但し、その費用があまりに多大となる場合は、双方協議の上決定する。
6. 請負契約締結後は、速やかに請負代金内訳書、工事工程表、現場代理人及び主任技術者届、施工計画書等、監督職員の指示する書類を提出すること。

第 2 章 共同施工

1. 本工事は水道と下水道の共同施工部については、監督職員の指示に従い施工にあたること。
2. 離隔は、平面上 30 cm以上とする。ただし、人孔部については、離隔 10 cm以上とし、水道管と人孔の間にはクッション材を使用すること。

第 3 章 使用材料の指定

本工事に使用する材料・機器は、下記のいずれかを使用するものとし、着手前に必ずメーカーリストを提出し、監督職員の承認を受けてからでないと、使用できないものとする。又、下記以外の材料・機器についても、同様とする。

【材料一覧】

1. ダクタイト鋳鉄管（内面粉体塗装）
クボタ 栗本鐵工所
2. ダクタイト鋳鉄異形管（内面粉体塗装）GX形
クボタ 栗本鐵工所 幡豆工業
3. 普通押輪
クボタ 栗本鐵工所 コスモ工機 大成機工 クロダイト工業
4. 特殊押輪

- コスモ工機 水研 大成機工 クロダイト工業
5. 硬質塩化ビニル管及び継手
クボタケミックス 積水化学工業
6. 硬質塩化ビニル管用鋳鉄異形管
コスモ工機 水研 大成機工 川西水道機器
7. 硬質塩化ビニルライニング鋼管用継手
積水化学工業 日本鋼管継手
8. ポリエチレン管及び継手
前澤給装工業 新興弁栓 大成機工 コスモ工機 川西水道機器
栗本商事 クボタケミックス 積水化学工業
9. 両鏢仕切弁（ソフトシール弁）
クボタ 栗本鐵工所 清水合金製作所 清水鐵工所 前澤工業
宮部鐵工 富士鐵工 クボタケミックス
10. 単口地下式消火栓
クボタ 栗本鐵工所 清水合金製作所 清水鐵工所 前澤工業
宮部鐵工 富士鐵工
11. 補修弁
クボタ 栗本鐵工所 清水合金製作所 清水鐵工所 前澤工業
宮部鐵工 富士鐵工
12. 空気弁
クボタ 栗本鐵工所 清水合金製作所 清水鐵工所 前澤工業
宮部鐵工 富士鐵工
13. 青銅製仕切弁（ゲート式）
新興弁栓 前澤給装工業 栗本商事
14. 弁類（仕切弁・消火栓・空気弁）鉄蓋・ブロック
植平コンクリート工業 草竹コンクリート工業
15. フランジ継手材（ゴムパッキン・ボルト・ナット）
クボタ 栗本鐵工所 清水合金製作所 清水鐵工所 前澤工業
宮部鐵工
16. 埋設表示シート・年号テープ
大東電材 ヨツギ 興和ゴム工業 サンエス護謨工業
17. ポリエチレンスリーブ
ヨツギ
18. VA・VC・VS・ACジョイント
大成機工 コスモ工機 川西水道機器
19. 不断水分岐用T字管
大成機工 コスモ工機 水研
20. 不断水挿入用仕切弁（ストッパー等）

大成機工 コスモ工機 水研

2 1. サドル分水栓

新興弁栓 田渕製作所 前澤給装工業 栗本商事 日邦バルブ
光明製作所

2 2. メーター止水栓（ボール式・伸縮式・開閉防止式）

新興弁栓 田渕製作所 前澤給装工業 栗本商事 日邦バルブ
光明製作所

2 3. 給水装置一式

新興弁栓 田渕製作所 前澤給装工業 栗本商事 日邦バルブ
光明製作所

2 4. その他

監督職員の承認を得たもの

第 4 章 建設副産物について

1. 特定建設資材の分別解体について

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。

ただし、工事後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法について

工程	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他（舗装）	その他工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

②建設副産物の搬入について

指定副産物	受入場所	受入条件 (お盆、正月、日曜を除く)	備考
コンクリート塊	(有)京奈リサイクル〈中間処理業者〉 綴喜郡宇治田原町郷之口豊前丈 100-2	受入期間 毎日 8 時～ 17 時	粒 径 60cm 以下
アスファルト塊	同上	同上	同上

2. 建設発生残土の搬入について

本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬入するものとする。

受入条件は以下のとおりである。

ただし、やむを得ない事情等により、これによりがたい場合は監督職員と協議のうえその指示によるものとし、設計変更の対象とする。

指定副産物	受入場所	受入条件 (お盆、正月、日曜を除く)	備考
発生残土	(財)城陽山砂利採取地整備公社 事務所所在地 京都府城陽市寺田水度坂 130 TEL 0774 (55) 9506 HP http://joyoyamajari.jp/	受入時間 7 時 30 分～17 時 休業日 日・祝日、12/29 ～1/5、8/13～8/16 事前分析検査に合格した土砂に限る	事前 分析 検査 費 38,000 円

3. 建設発生土処理計画書・報告書の作成について

1) 受注者は、工事を施工する場合において予め残土処理計画書を作成するものとする。

なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

2) 施工後は、建設発生土処理報告書を提出するものとする。

4. 廃棄物処理計画書・報告書の作成について

1) 受注者は、工事を施工する場合において予め廃棄物処理計画書を作成するものとする。

なお、廃棄物処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

2) 施工後は、廃棄物処理報告書を提出するものとする。

3) マニフェストシステムを実施しなければならない。

なお、工事公害等の発生防止については、受注者の責任において、適切に対処しなければならない。

一 般 仕 様 書

第 1 章 一 般 事 項

1. 下記事項については、監督職員と協議してその指示に従うこと。
 - 1) 工事に必要な労力、資材輸送、その他に関する一般的措置
 - 2) 本工事の設計図書について疑義ある場合の解釈
 - 3) 工事完了後に生じた残土、残材の処理
 - 4) 監督職員の命じた諸資材（工事日誌）
2. 下記事項については、あらかじめ監督職員の承認を受けること。
 - 1) 特記仕様書記載の指定材料、機器以外を使用するとき
 - 2) 市場品を使用するとき
 - 3) 工法あるいは使用材料、機器を変更するとき
 - 4) 工事着手前の測量及び工事中の遣方、実測、検査等
 - 5) 工事着手前の施工図
3. 下記事項については、速やかに監督職員に報告すること。
 - 1) 施工上障害となる事項が発生したとき
 - 2) 遭難あるいは事故が発生したとき
4. 下記事項については、監督職員の検査を受けること。
 - 1) 遣方、基礎、鉄筋及び型枠、その他主要部分
 - 2) 主要設備、機器の据付完了時
 - 3) 主要設備、機器の試運転時
 - 4) その他監督職員の要請したとき
5. 下記事項の処理及びこれに関する費用については、全て受注者の負担とする。
 - 1) 工事に関する必要な関係諸官庁への出頭、届出、申請の手続
 - 2) 交通保安並びに災害防止に必要な対策処理
 - 3) 工事に必要な借地等の補償
 - 4) 工事施工に際し他に損害を与えた場合の原形復旧、かつこれの補償
 - 5) 工事引き渡し前の管理不備により生じた損傷あるいは損害
 - 6) 検査に要する諸費用（但し、監督職員が受注者の負担が適当でないと認めた場合はこの限りでない）
6. 追加図面及び書類の提出
 - 1) 設計図書の記載事項で図面に明示なき事項で監督職員の指示がある場合は、図面を作成し承認を受けること
 - 2) 設計図書の明示ある事項で、仕様書に明記する事項については、必ず施工図、製作図及び据付図面等を提出し承認を得ること
7. 工事竣工後、材料の不良、設備機器の不備、施工上の不注意による故障・損傷等は補

償期間中、全て受注者において無償で取替え、補修整備を行うこと。なお、引き渡し後の補償期間は工事請負契約書において定める。

8. 本工事は、管理者が必要に応じて施工中、工事の増減、変更あるいは中止を命じることがある。この場合工事期間の伸縮、工事代金の増減をすることがある。

第 2 章 配 管 工 事

1. 使用材料は全て J I S に定めるものとし、管及び接合用付属品、弁栓類、異形管類については、日本水道協会規格品 JWWA 及び認証品を使用すること。日本水道協会規格品及び認証品は証明書を提出すること。また、材料を現場に搬入した場合は監督職員の材料検査を受けること。
2. 仕切弁・空気弁・消火栓その他監督職員が指示した材料については承認図を提出すること。
3. 掘削は標準断面図により、機械または人力により規定の深さまで不陸なきよう行うものとし、掘削深 1.5 m 以下でも土砂崩落のおそれがある場合は、矢板等により土留をなすこと。
4. 地下埋設物は、破損なきよう掘削を行うこと。特に電話ケーブル、電線、ガス管等については事前に調査をなし、必ず所轄係員の立ち会いのもとに施工すること。下水道管、排水管については破損した場合、必ず所轄係員立ち会いのうえ原形に復すること。
5. 管の接合は、管種ごとに接合方法、接合順序などについて着手前に監督職員に報告すること。なお、接合前には付着した土砂・塵芥・油等は完全に取り除き、湧水がある場合は十分に水替を行い、継手作業に支障をきたさないようにすること。また、当日布設する巻末は閉栓し、土砂の流入を防止すること。
6. 埋設にあたっては、土砂の入替の指示がある部分は搬入した土で埋戻し、指示のない部分については玉石、礫等のない良質の掘削土で埋戻しをすること。
埋戻しは巻出厚 30 c m ごとにランマー等に手突き固めをなすこと。
7. 弁栓類は、垂直に取付路面と鉄蓋の据付を合わせること。なお、仕切弁室は流末側にヒンジを合わせること。
8. 十字管、丁字管、曲管については離脱防止を行うこと。
9. 受注者は、通行制限を行うときは必ず監督職員及び所轄官庁の許可を得ること。許可なく交通への支障、公衆の迷惑となる行為をしてはならない。工事の作業区域には道路標識、柵、信号、交通整理員を設け、危険防止に努めること。
10. 通行制限は原則工事時間帯のみとするため、掘削した部分については、その日のうちに埋戻すこととし、夜間の安全管理については保安照明、柵等必要な施設を設けること。
また、埋戻し後の軟弱な部分についても同様とする。
なお、上記対策の不備により生じた事故については、全て受注者の責任において処理すること。

- 1 1. 通行制限、あるいは通行止めなど交通の支障をきたす場合は監督職員と協議のうえ、充分な設備を施し、また、片側通行などは交通整理員、信号を配置するなどの留意を計り、必要に応じて仮設栈橋等を用意すること。
 なお、交通整理員の配置人員は、0人とするが、道路管理者及び所管警察署等と打ち合わせの結果、または、条件変更に伴い員数等に増減が生じたときは、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。国道、府道、橋梁添架等の工事については、許可条件に基づき工期工法を検討のうえ、所轄関係先の係員の指示に基づくこと。
- 1 2. 交通事情により、やむを得ない場合は夜間作業を行うものとし、監督職員と十分な打ち合わせを行い施工すること。
- 1 3. 施工途上において、監督職員が必要と認めた場合、工事の変更や一部中止を命ずることがある。
- 1 4. 側溝内布設や法面布設、民地内布設等、道路以外の布設にあたって、部分的に既設構造物の取り壊し、一時撤去等を行う場合は、原則原形復旧するものとする。
- 1 5. 工事完了した場合、通水、漏水、水圧の各試験を行うものとし、方法、時期等については監督職員の指示によること。
- 1 6. 道路法施行令第14条第2項第三号に基づき、地下埋設物の明示テープを施すること。明示テープの取付については、天端テープ及び埋設標識シートを使用し下記要領によること。

<天端テープ、標識シート>

明示材料

塩化ビニールテープ

色	地色……………青	文字……………白
テープの形状	巾3cm	厚0.15mm ±0.03mm

埋設表示シート

色	地色……………青	文字……………白
シートの形状	巾15cm	蛇腹式

以下の点については細心の注意をはらい工事着手すること。

- ① 管等の接続の際、一時断水となる給水者に対しては苦情等がないよう工事日（断水日時）、位置等について、事前に十分な説明（ビラ配布を含む）を行い、工事着手すること。